

令和3年3月に策定した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下、「実施計画」という。）について、令和6年度で実施計画（第4期）が終了したことから、同計画の事業評価を実施し、その評価等を踏まえて新たに実施計画（第5期）を策定したもの。

1 実施計画（第5期）の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）以降、県では東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（以下、「基本方針」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定して、事故に係る諸般の課題について取り組んできた。

平成29年3月に改訂した基本方針については、令和3年3月に「宮城県震災復興計画」の満了と「新・宮城の将来ビジョン」の策定とともに見直しがなされ、新たな基本方針に基づき、令和3年から令和6年を計画期間とした実施計画（第4期）を策定して各種の原発事故対応事業を実施した。

実施計画（第4期）について、最終年度の令和6年度に事業評価を行った結果、現在の生活環境に係る原発事故の影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（以下、「処理水」という。）の海洋放出処分への対応を含む、

- (1) 自然環境における放射性物質汚染の未解消
- (2) 一部の諸外国・地域での輸入規制の継続
- (3) 見通しの立たない汚染廃棄物等の処分
- (4) 民間事業者等への損害賠償が道半ば
- (5) 風評や放射線・放射能に対する不安・懸念

などの残された課題が改めて確認されたことから、基本方針に掲げる、

「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」 ～原発事故被害の収束・解消に向けて～

を目標として、実施計画（第5期）でも以下の4つの個別取組方針に、引き続き取り組む。

【4つの個別取組方針】

第1 「放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進」

放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

第2 「被害を受けた事業者等への支援」

損害に対する確実な賠償請求、風評被害への対策、技術的支援

第3 「不安解消及び風評の発生防止」

県内の放射線・放射能のモニタリング、正しい知識の普及・啓発

第4 「その他原発事故被害収束への取組」

県民一丸となった取組体制の構築、福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握、国や東京電力に対する要望・要請

2 実施計画（第4期）の事業評価と実施計画（第5期）で継続して取り組む事業について

実施計画（第4期）の掲載事業延べ65事業について事業評価した結果、延べ58事業を原発事故対応として、実施計画（第5期）においても継続して取り組むこととした。

また、実施計画（第5期）での新規の事業はなかった。

なお、実施計画（第4期）では複数の個別取組方針に同一事業を重複して掲載（再掲）していたが、実施計画（第5期）で継続する延べ58事業について再掲が生じないよう、整理・統合を行い、51事業とした。

(1) 実施計画（第4期）の事業評価による計画掲載事業の方向性と事業数について

実施計画（第4期）掲載事業	原発事故対応として継続	通常事業として継続*	終了
延べ65事業	延べ58事業	延べ4事業	延べ3事業

*原発事故対応の実績が乏しい等の理由から、実施計画（第5期）には掲載しない事業。

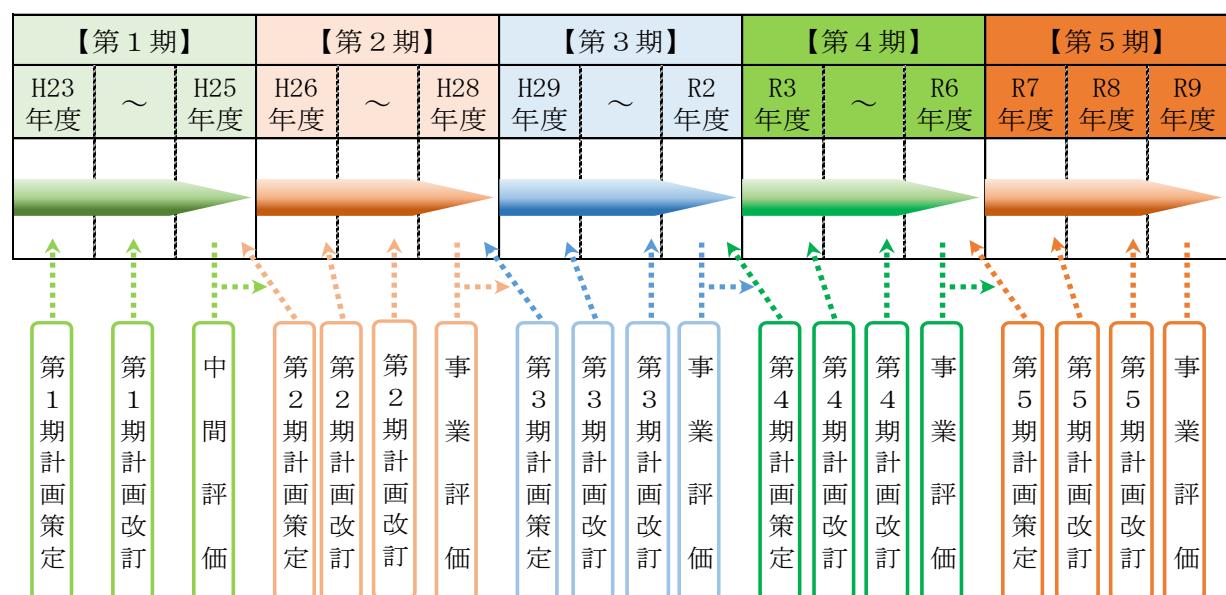
(2) 実施計画（第5期）の計画掲載事業の整理等について

実施計画（第4期）の事業評価により、原発事故対応として継続する延べ58事業について、以下のとおり、整理・統合等を行い、51事業とした。

- ① 事業名と取組内容が同一で、複数の個別取組方針に重複して掲載（再掲）されている事業については、取組内容に最も適合した一つの個別取組方針に整理して掲載した（6事業の削減）。
- ② 事業名が異なる非予算の取組で、取組内容が同一の事業を統合した（2事業の削減）。
- ③ 事業名が同一で、複数の取組内容を持つ事業については、取組内容に応じて、事業名に枝番と副題を付与して事業を分割し、適合した個別取組方針に掲載した（1事業の増加）。

3 実施計画（第5期）の期間

実施計画（第5期）の期間は上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和12年度 10年間）の実施計画の中期3年間の期間と合わせ、令和7年度から令和9年度までの3年間とした。



施 策 体 系



※ 令和7年度の実施事業数は51事業(再掲事業無し)